

地域史のなかの陣ノ内城跡

「陣ノ内城跡」国史跡記念シンポジウム 記念講演
於 甲佐町生涯学習センター
2021年11月13日 熊本大学 稲葉 継陽

はじめに

▼甲佐を代表する史跡となった「陣ノ内城跡」

甲佐の歴史文化のなにをどのように象徴しているのか、適切な活用のためにその理解が必須
甲佐の他の史跡や文化資源との歴史的関連を把握し、理解を深める必要性

▼歴史文化資源(社会的共通資本)のポテンシャルが高い甲佐

緑川、甲佐神社(甲佐大明神)、岩下の街並み、鶯の瀬堰からの水路、鮎篠、緑川製糸場跡、中世板碑等石造物、中世城跡、古道、「阿蘇家文書」(熊本大学所蔵)、「永青文庫細川家文書」(熊本大学寄託)、「新甲佐町史」編纂収集資料群、そして陣ノ内城跡

⇒12世紀から近世までの地域史の長いスパンに陣ノ内城跡を位置づけ、整備と活用の方向性をイメージしてみよう

I 海と山をつなぐ甲佐神社

1、平安末・鎌倉期における木原氏の活動と甲佐社

(1) 久安2年(1146)肥後国司源国能の朝廷への訴状(「萬野山文書」)

益城郡木原(現熊本市富合町)に本拠をもつ木原広実・秀実の活動を悪行として訴える

▼「大將軍秀実」らの行動

当時朝廷に「甘藷汁」を納入する山に指定されていた矢部山の管理官を殺害し、甘藷汁を奪取

⇒緑川上流部の矢部山から下流の沿岸部にあたる本拠地木原までを影響下に置き、さらに益城郡内一円を行動して国司＝中央政府の支配を否定…「ひとえに國中濫行(肥後における反国司の略奪行為)は唯広実一人に在り」

(2) 承安3年(1173)正月 木原顕実寄進状

木原顕実、「重代相伝領」の紙用・小北両山を「当国第二宮」甲佐大明神「修理造営」のために寄進

⇒甲佐社は木原氏をはじめとする緑川流域(益城郡内)の在地領主の山野領有などの勢力展開と密接に結び付きながら維持され、そして崇敬を集めていた

⇒甲佐社神官ら曰く「我神者忝阿蘇大明神御嫡子、南郡管領之鎮守也」(「阿蘇文書写第29」)

一宮阿蘇社から独立的な「南郡」＝中世益城郡の鎮守へ／中世的郡世界の象徴

2、鎌倉時代の甲佐社領

(1) 上揚往還遺跡発掘調査(2004～2006、2011年度)の衝撃

甲佐神社前の緑川堤防遺構から階段状の船着場跡が出土

⇒甲佐社には緑川を通じて多くの供物が搬入

(2) 鎌倉期甲佐社直轄領の分布

①益城郡沿岸地域(中世の八代北郷)の港＝小川・曲野(幻野)

②港と甲佐をつなぐ道筋の要所＝海東・堅志田

⇒社領として固定化され、甲佐社と八代海沿岸地域とを恒常的に結び付ける機能を果たす

(3) 甲佐社祭礼の特質

正月、五節句、夏越会の祭礼を基軸に、中世民衆の生活にもなじみ深い数々の年中行事によって構成

海からの供物と山からの供物が、海辺の人々と山の人々が、甲佐社で交わる

⇒緑川流域＝益城郡地域の山と海とを含み込んだ交易の核・結節点としての甲佐、郡内諸階層の紐帯としての甲佐社祭礼

3、竹崎季長と甲佐社領

▼永仁元年(1293)季長は、幕府から海東郷を新恩として給与されることを告げた甲佐大明神の神慮に感謝し、これを伝えるために、絵詞の詞書の末尾にこのエピソードを書き込んだ

▼季長の本領竹崎は小川・曲野に至近の沿岸部、恩賞となった海東郷は海と甲佐とを結ぶ道筋上の甲佐社領

⇒13世紀の甲佐社を崇敬し保護した郡内御家人＝在地領主の典型としての竹崎季長

II 14世紀内乱期の甲佐地域と城

▼正平3年(1348)9月 志良(阿蘇) 惟澄軍忠状(阿蘇文書)

→終始一貫して宮方(南朝方)として軍事行動した惟澄の15年間に及ぶ軍忠を記して征西府に提出した文書

惟澄の勢力圏は益城郡一帯にひろがり、有力一族に現嘉島町上島を本拠とする上島惟頼らを含む

⑥ 内乱初期、武家方に奪われた本領を奪回するため「甲佐嶽」に上り、甲佐地域の敵の拠点(砥用・小北・甲佐・堅志田)を攻撃…以後、惟澄本領奪回及び維持の合戦が続く

⑦ 「津守城」の戦いで軍功をあげる

⑧ 少式頼尚の「甲佐城」攻撃に対して「城外に懸出」て防戦

⑨ 兄惟時が武家方に付くにより、a「矢部城」を奪取、b 惟澄が「田口向城を取る」に際して、敵対してきた河尻・詫磨氏と合戦、c 惟澄が「甲佐立早要害」を落とすに際して「在家を焼き払い、城郭を構える」

⑩ 武家方が「山崎向城」「味木(甘木)庄城郭」を構築したのを攻撃

⑪ 「守山関所」「小河城」で合戦

⑫ 「山崎向城、安見岡二箇所城」を落とす

⇒▼「南北朝の動乱」の本質は、在地領主による所領の実効支配(「当知行」)をめぐる争い、城は「当知行」の拠点でありシンボル

▼敵城を攻めるための臨時的な城(「向城」)／「当知行」を主張するための城／そして惟澄の本拠、益城郡支配の拠点としての「甲佐嶽」(⑥、上宮神宮寺の堀城寺周辺か)、そして「甲佐城」(⑧、松尾城か)

⇒益城一郡を確保する一大勢力惟澄の本拠は甲佐であり、郡内における甲佐の経済的・政治的地位は不動

III 戦国期阿蘇大宮司家臣団と甲佐地域

1、16世紀中葉「阿蘇五ヶ所之者共」の活躍と甲佐

(1) 天文19年(1550)閏9月 菊池義武書状、「八代日記」

益城郡一帯の阿蘇氏方武士団、その本拠は津守・木山・健軍・隈荘、そして甲佐・御船地域

(2) 当該期の史跡・文化財等

▼早川地域

a 早川城跡、「城平」「知行」の地名

b 円福寺跡の六地藏、永正10年(1513)9月「大檀那早河式部少輔政秀」彩色の阿弥陀如来像

c 四堂崎(養寿院)の大永5年(1525)阿弥陀如来像結衆板碑

100名を超える地域住民男女が生前供養の合同法要を営んだ事実を伝えるモニュメント

⇒早川地域は、阿蘇氏の本拠矢部から緑川中流域に出るいわばウォーターフロント、益城郡阿蘇氏家臣団の拠点として繁栄し、近世につながる村落共同体も形成

▼甲佐地域

d 上豊内の天文16年(1547)、天文22年の村山惟益夫妻板碑、松尾城跡

⇒豊内は阿蘇氏家臣と推察される村山氏の拠点

【戦国時代の甲佐】

益城郡における山間地域と平野地域との結節点、緑川交通の結節点、矢部に本拠を維持しながら甲佐社領を核に益城郡一円支配を実現しようとする阿蘇氏にとっての最重要地域。それ故に阿蘇氏有力家臣が割拠

⇒16世紀中葉から激しい戦火が繰り返される

2、島津氏の甲佐攻めと「甲佐之圍」

『上井兼兼日記』(島津家老の日記)

天正18年(1585)閏8月13日、堅志田城(現美里町)とともに「甲佐之圍」が島津軍によって攻撃・破却され、数百人が討取られ、焼き払われる／「甲佐本地頭伊津野方」の存在

※「かこい」とは周囲を堀や土塁で囲われた城館中枢部を指す用語

⇒16世紀後期の「甲佐之圍」は益城郡における阿蘇氏の拠点で相応の規模と建物を有した→「松尾城跡」か

IV 陣ノ内城時代の甲佐

1. 小西行長の益城郡入部

天正16年(1588)小西(八代・益城・宇土・天草郡)・加藤は朝鮮出兵を織り込み済みで肥後へ配置
→八代海・有明海沿岸の港町支配の重要性がますます浮上…八代、川尻、高橋、高瀬が朝鮮への物資搬出港から近世年貢米積出港へと発展、わけでも加藤領託麻・飽田郡との境目にあたる川尻港の重要性が浮上
→益城郡一帯の年貢米や物資を川尻から宇土半島基部北岸にまで運ぶ緑川の機能、その中間要地としての甲佐の重要性がますます向上し、甲佐築城の必要性が増大

2. 陣ノ内城の構築

(1) 永青文庫「正保国絵図」に表れる豊内の「古城」

「島原・天草一揆(1637~38)直後に作成され、国中の古城跡を記載登録
→熊本藩細川家も豊内の「古城」(陣ノ内城跡)の存在を明確に認識、「キドマル」の地名に虎口跡を確認

(2) 陣ノ内城跡の規模と立地

近世の石高制的な夫役編成による普請を考えさせる規模、阿蘇氏家臣たちの城とは普請の規模がまったく違う矢部愛藤寺城を起点とし川尻港を終点とする緑川の交通と流通の最重要地点
→築城主体は小西行長：宇土城、八代麦島城、愛藤寺城など、海上・河川交通の要地に築城するという小西城郭の特徴と共通する立地
緑川支配→益城郡支配の中間地点を直接把握する場所である甲佐にこそ大規模城郭が必要

3. 陣ノ内城下町としての豊内(「土井之内」)地域

(1) 国土地理院治水地形分類図が示すこと

溪流域から平野流域への出口にあたる甲佐で緑川は乱流、山麓堆積地形の上豊内・下豊内と微高地(自然堤防)上の岩下町
→乱流域に船が集まり、人の往来と交易が活発化し、土地が安定している豊内と岩下に都市市場が形成されている景観を想定できる

(2) 寛永10年(1633)の幕府上使衆の宿泊地をめぐる細川忠利(熊本)・三斎(八代)の交渉文書群

※寛永10年の幕府巡見使宿泊地(永青文庫 慶長肥後国絵図写)
山鹿、高瀬、内牧、高森、大津、どいの内、小川、宇土、八代、日奈久、田浦、佐敷、水俣

▼6月7日 忠利

上使衆は阿蘇より山付きへ回り矢部の古城を見るので、三斎様の直轄領である「土井之内」に一泊したいと希望している。ここには「肥後茶屋」がある。翌日は小川に一泊の予定。

▼6月22日 三斎

「土居之内」から1里の地点に御船という町がある。そこに宿泊してはどうか。「土居之内」には「古肥後茶屋」があるのが幸いだ。だが、いまはさびれていて、「川狩」の時にだけ使う茶屋なのでいかにも小さく、勝手は悪い。庄屋からも修理に手間がいくと言ってきている。実際に見て検討する必要がある。

▼6月22日 忠利

上使衆に八代古城と麦島城跡の両方を見るよう提案されるのがよろしい。興善寺古城のチェックは今回予定していないとのこと。矢部の古城を見て、その後に御船に向かう。「どいの内」への宿泊は、上土井・下土井が9町の間があり、家も狭いので、掃除するよう指示したが、上使衆全員が一緒に泊まれるとは思えない。

▼6月23日 忠利

上使衆は「どひの内」・宇土・宮ノ原・日奈久の順に宿泊する。麦島城跡、八代の山付きの古城を見る予定。

▼6月23日 三斎

上使衆三人のうち二人は、9町隔たった「下土居之内」に宿泊させる。馬乗りの侍が30人以上いるが、彼らが泊まれる家は上土居・下土居で10軒ほどだ。残る衆の宿は新しく建てねばなるまい。

→「陣ノ内城」の麓にあたる豊内地区は1633年には肥後国内の名だたる中世都市とともに上使衆の宿泊地に選ばれ、そこには加藤清正によって「川狩りの茶屋」が建てられていた！

緑川の流路制御と鶺鴒の瀬堰の設置、及びそこから岩下・早川地区への水路整備が、加藤清正時代(慶長期まで)になされたことを傍証

(3) 町景観を窺わせる寺院跡

「ふねじ(法念寺)」「あんにょじ(安養寺)」「五輪塔大量出土地(中世墓域か)
→上豊内地区の町場の性格(宿、寺院、墓域)、だから溝主の「川狩りの茶屋」(→楽場)が設置された
甲佐岩下町の近世的発展は17世紀後期から明確化する(岩下町根元)

【城下町としての豊内地区】

16世紀末期における豊内地区の町場の性格と機能(交通、宿泊、流通、交換、宗教)が想定される。小西行長の没亡によって城が廃絶した後もなお17世紀中葉までは町場の機能が残っていたのではないかと

4. 町機能の岩下への移転と甲佐

(1) 岩下町の発展

▼寛文8年(1668)から市立し、翌9年に「町並大道作替へ上下門構ヲ建、其内部町民ノ住所ト定メ」(岩下町根元)、「上益城郡村誌」によれば明治11年(1878)には旅館屋14、質屋3、造酒職2、穀物屋・鍛冶職・紙漉職・染物職等各1

▼緑川・鶺鴒の瀬堰から取水した水路→運河が町中を通り、早川付近で緑川と合流、岩下や甲佐地域の川沿いの住民らの多くが荷船を所有、緑川上流域からの年貢米をはじめとする物資の川尻の御蔵への運送を担い、岩下には独特の街並みが形成

(2) 緑川製糸工場の設置

明治8年(1875)、緑川・鶺鴒の水を利用した製糸工場が横井小楠の門弟ら(実学党)によって設置
→官営富岡製糸場に遅れることわずか3年、西日本で最大かつ最初の製糸場

おわりに—講演のまとめ—

(1) 陣ノ内城跡は甲佐の歴史文化の象徴

中世・近世を通じて益城郡における経済・宗教・政治(戦乱)の中心地であった甲佐
そこにこそ小西行長の郡支配の拠点として陣ノ内城が構築された

(2) ひろい視野の中で陣ノ内城跡をみる

川と港に密着した戦国の城の隣に新城を構築し、流通経済を管理活発化させ朝鮮に出ていった行長豊臣政権による地域支配の近世化と明末期東アジアの激動をも象徴する陣ノ内城

(3) 甲佐地域史のストーリーを学び、実地を楽しむための整備と活用

①緑川・甲佐神社・竹崎季長→②阿蘇氏家臣団関係文化財・松尾城跡→③小西行長の陣ノ内城跡→④加藤清正の鶺鴒の瀬堰・鮎築→⑤運河の近世在町岩下の町並み→⑥緑川製糸工場跡

【主な参考文献】

杉本尚雄『中世の神社と社領』(吉川弘文館、1959年)

工藤敬一『莊園公領制の成立と内乱』(思文閣出版、1992年)

『新甲佐町史』(甲佐町、2013年)

甲佐町教育委員会『甲佐町文化財調査報告 鶺鴒の瀬堰 上揚往還遺跡』(2012年)

甲佐町教育委員会『甲佐町文化財調査報告 第3集 陣ノ内城跡』(2015年)

甲佐町教育委員会『甲佐町文化財調査報告 第5集 陣ノ内城跡—総括報告書—』(2020年)

山都町教育委員会『山都町文化財調査報告書 第3集 矢部城(愛藤寺城) 測量調査報告書』(2012年)

彩奉進
承陽山円福寺住持比丘者忠能公座元師
大日本國西海道肥後州益城郡甘木庄早川村
大權那藤原朝臣早河式部少輔政秀公
如來
出雲守
千時永正十一年季九月吉日願主等敬白



写真4-10 円福寺跡阿弥陀如来像

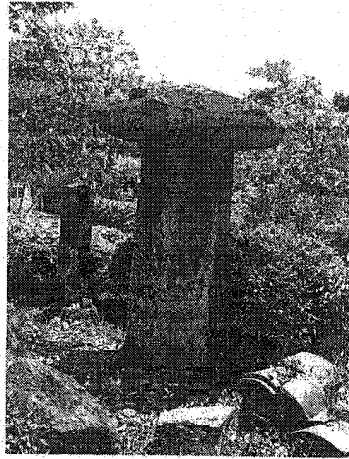


写真4-12 早川六地藏

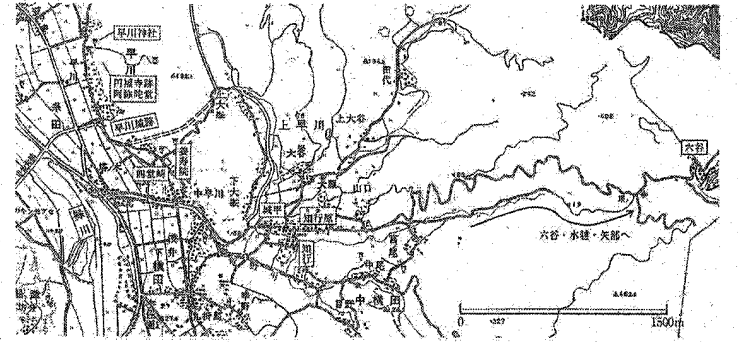


図4-10 戦国期早川地区関係図

⑬

上世屋兼日記 天正十三年閏八月十三日

新武同心にて堅志田藤三指廻、承候へハ、甲佐之困破却候
て、敵数百人被打取由到来候、先宮崎衆分捕放申候て、頭
被持来候衆、鎌田源左衛門尉・柏原周防介・金丸主馬允・
吉田外記、拙者修者加治木雅樂助、二人討候而来候、一定
甲佐阻被任私之由也、御旗本より忠長・忠棟、我々罷居所
へ御座候、忠棟事者、甲佐拵へ被通候て御番候する由候、
新武・拙者申事ハ、尤左こそ可有候すれ共、只今彼方見
候て来者共申候ハ、悉被妨被候間、御指廻一夜も可難成候

(a) 村山刑部大輔宇治惟益夫婦
逆修善根七分全得
桂泉優婆塞
妙淳優婆塞
敬白
現世安穩後生善処
天文十六曆八月時正

(b) 宇治惟益夫婦
桂泉居士
奉供養法華妙典二千部所敬白
妙淳大師
天文廿二年閏八月吉日

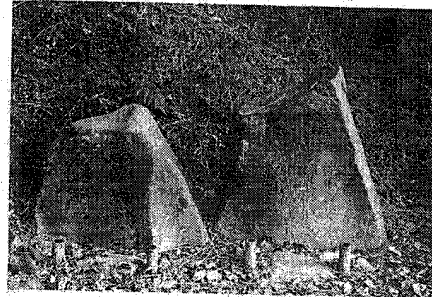


写真4-13 下豊内の板碑二基

⑮

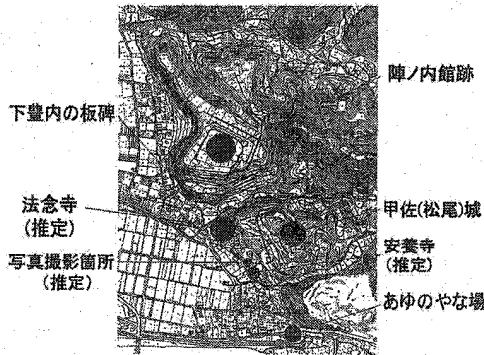


図4-11 豊内地区の戦国期遺跡図

⑫

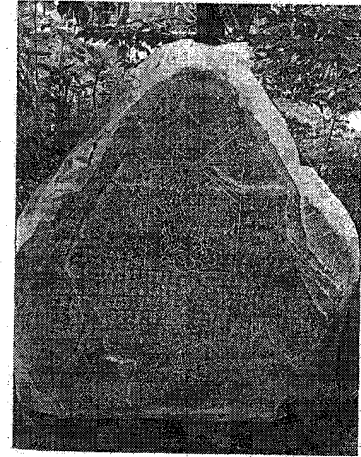


写真4-11 四堂崎阿弥陀如来像板碑

再世安穩 (五三名法色)
後生善処
千時大永五乙酉天十月廿七日
逆修善根
功德土著 (五三名法色)

⑭

細川三斎書状 (永青文庫三三印三八番)
已上
態令申候、
(中略)

一、我々知行土居之内二泊可被仕と被申
二付、所を見せ二遺候へハ、奉行衆之被
居候間、九町在之由候、是八遺ク候八人
と存候、又下々之居候所一切無之候衆、
是二被居二弥成候者、馬乗共之居候所、
同馬屋など新敷可申付と存候へ共、小屋
かけ場も二町三町之内二八無之と申候事
一、但、土居之内方一里餘間御入候所二
みふねと申在之由候、左様之所二宿
被申付間敷候哉、(中略)

一、土居之内二八古肥後茶屋在之候間、幸
之儀と存候処、おちあはれ、其上川狩之
時迄之茶屋にて候故、いかにもちいさく、
ひかつて成由候、庄屋家方も繕も手間入
可申由申候、但、我々不見事候間、猶々
見せ二可被遺事、
一、か様二八申候へ共、奉行衆之間違く候
ても、又下々之居候所なく候ても不苦と
のわけ二候者、土居之内二成共可申付候
哉事、
已上

六月廿二日 三斎(花押)
越中殿
進之候

⑮ ~ ⑫⑮
新甲佐史